

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 630-  
住所 奈良県生駒市  
氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、  
以下のとおり意見を提出いたします。  
ご査収いただけますよう、よろしくお願いいたします。

本意見書の要旨は、「従来の電波利用共益費用(手数料)だけでなく使用料の概念を導入し、この費用を徴収するのであれば、国、地方公共団体に対する減免措置や放送事業者などに対する例外措置をも撤廃し、公平かつ透明性を堅持した電波の有効利用対策および利用料の再分配を行う必要があるのではないかと、それが困難である場合は、徴収に関して再度深い議論が必要と思われる」というものである。

■「中長期的な視点も交えて戦略的に、電波有効利用のための研究開発を充実・強化することが必要であり、このため、一般財源に加え電波利用料を活用することが必要(第2章第2節)」とあるが、戦略的に電波有効利用のための研究開発充実・強化のために電波利用料を活用する場合、国、地方自治体や特定事業者を利用料の減免または例外措置を設けることにより研究開発費用の公平な配分が困難になると考えられる。したがって、電波利用料徴収を採用する場合は、例外なく利用料を算定し徴収することが望ましいと考える。また、徴収した利用料は、明瞭に再分配する必要があると思われる。

■電波利用料の使途について、「電波利用共益事務を超えて、将来の研究開発や電波利用に関するデジタルディバイドの解消のための施策の財源に充てる(第3章第4節)」とあるが、徴収した電波利用料を、誰がどのような基準でどのような施策に分配するのか、不明瞭である。また「電波法上、電波利用料の使途を一定の使途に限定することも可能」とあるが、どのような使途に法定されることを前提としているのか説明不足に感じ、使途が特定されないと電波利用料の負担者の理解を得ることは困難になると考える。

■移動通信や放送局が利用している周波数帯も「使い勝手がよい帯域」であり、「防災無線や放送など、ユニバーサルサービスまたはこれに準じた債務が法令において規定されているものについては、料額の算定において、その公共性を勘案することが適当(第4章第2節)」とあるが、放送事業者だけでなく、今後無線LANや携帯電話事業者、衛星通信事業者などが法令においてユニバーサルサービスやそれに準じる債務を規定されることがあった場合、使用料を徴収しなくなるのだろうか？

■「電波の逼迫対策によって安定的に電波を利用できるという利益は、使用料の主な負担者である逼迫地域・帯域の電波利用者に及ぶ可能性が高い。また、こうした逼迫状況は、これらの者の電波利用の結果ととらえることも可能である。以上の観点から、受益者および原因者として、逼迫対策に電波利用料を充てることは適当である(第5章第2節)」とあるが、防災無線や放送事業者には、料額の算定において「例外措置」を設ける場合でも、逼迫対策として他から徴収した電波利用料を充てられるのだろうか？

■「諸外国では免許不要局からは電波利用料を徴収しておらず、諸外国との制度の整合性を確保する必要がある(第6章第1節)」とあるように、免許不要局から電波利用料を徴収する場合、その負担は製品価格への上乗せなどにより本来の電波利用者となる可能性が高い。つまり、同じサービスを楽しむ場合にも、製品購入や使用料が諸外国に比べ高額になる可能性があり、国際市場において国内製品の支持が低下や研究開発・製品化の遅延を招くのではないか？